

建設工事にかかる早期契約方式及びフレックス工期契約方式実施要領

この要領は、葛飾区が発注する工事のうち、工事着手待機期間を設定した工事に係る契約方式（以下、「早期契約方式」という。）及び受注者が工事着手日を選択できる工事に係る契約方式（以下、「フレックス工期契約方式」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1 早期契約方式

1 目的

契約締結日の翌日から葛飾区が指定する工事着手日の前日までの期間を工事着手待機期間として設定した上で、早期に工事発注を行うことにより、円滑な工事の実施を促進する。

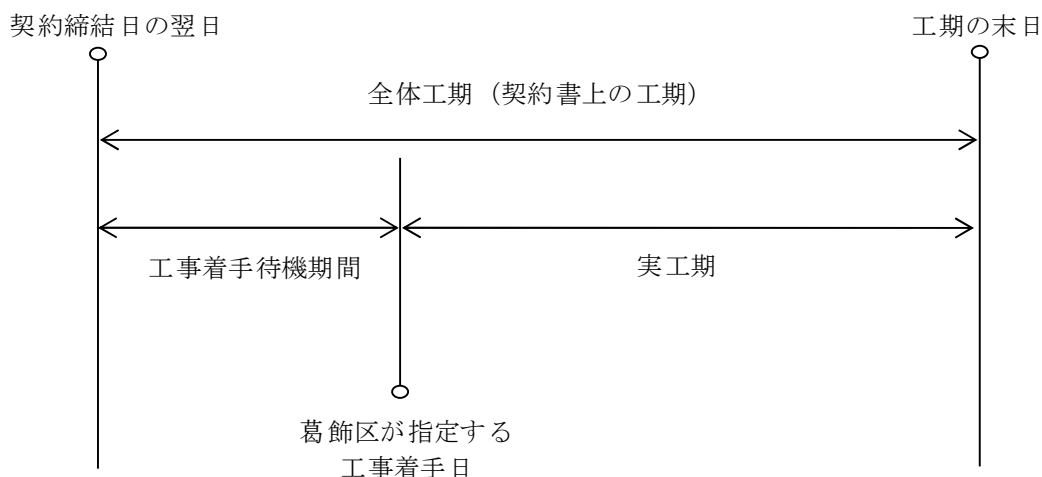
2 対象工事

工期が特定される工事のうち、早期に発注することが可能であるもの

3 工期の設定について

早期契約方式適用工事における工期等は、次のとおりとする。

- (1) 全体工期
契約締結日の翌日から工期の末日までの期間
- (2) 工事着手待機期間
契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの期間
なお、工事着手待機期間は、60日の範囲内で定めることとする。
- (3) 実工期
工事着手日から工期の末日までの期間



4 工事着手待機期間中の取扱い

(1) 工事の施工

受注者は、工事着手待機期間において、工事の施工（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設物の設置等を含む。）はできないものとする。

(2) 現場管理

工事着手待機期間の現場管理は、発注者の責任において行うこととする。

5 技術者及び現場代理人の配置

建設業法第 26 条に基づく主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）及び現場代理人は、工事着手日から配置することとし、工事着手待機期間は配置を要さないこととする。

6 前払金の取扱い

工事請負契約約款第 34 条第 2 項に基づく前払金の請求は、工事着手日以後に行うことができるものとする。

7 早期契約方式を適用する工事の発注手続き

(1) 積算

早期契約方式を適用する工事の積算は、実工期に基づいて行うこととする。

(2) 特記仕様書

早期契約方式を適用する工事においては、以下の事項を特記仕様書に明記する。

ア 早期契約方式適用工事であること

イ 工事着手待機期間及び工事着手日

ウ 工事着手待機期間において、工事の施工（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設物の設置等を含む。）を行ってはならないこと

エ 技術者及び現場代理人は、工事着手日から配置することとし、工事着手待機期間は配置を要さないこと

(3) 起工

早期契約方式を適用する工事の起工においては、設計内訳書または工事設計書表紙の右上に、「早期契約方式適用工事」と赤字で記載する。

(4) 発注

早期契約方式を適用する工事の発注においては、次の事項を公共工事等発注予定表及び東京電子自治体共同運営電子調達サービスに記載する。

ア 早期契約方式適用工事であること

イ 工事着手待機期間及び工事着手日

8 工事請負契約約款の特約条項

早期契約方式適用工事の契約においては、次の特約条項を適用する。

ア 工事請負契約約款第 3 条に規定する工程表の作成及び提出は、特記仕様書で定める工事着手日以後、速やかに行わなければならない。

イ 工事請負契約約款第 15 条第 1 項に規定する工事の施工上必要とする日とは、特記仕様書で定める工事着手日とする。

ウ 工事請負契約約款第 34 条第 2 項による前払金の請求は、特記仕様書で定める工事着手日以後に行うことができるものとする。

第2 フレックス工期契約方式

1 目的

工事開始時期及び工事完成期限が特定されない工事について、契約締結日から一定の期間内に受注者が工事着手日を任意に決定できる「フレックス適用期間」を設定することで、円滑な工事の実施を促進する。

2 対象工事

工事開始時期及び工事完成期限が特定されない工事のうち、早期に発注することが可能であるもの

3 工期の設定について

フレックス工期契約方式適用工事における工期等は、次のとおりとする。

(1) 全体工期

契約締結日の翌日から工期の末日までの期間

(2) 工事着手日及びフレックス適用期間

契約締結日の翌日から工事開始期限日までの期間をフレックス適用期間とし、受注者は、フレックス適用期間において任意に工事着手日を選択することができる。

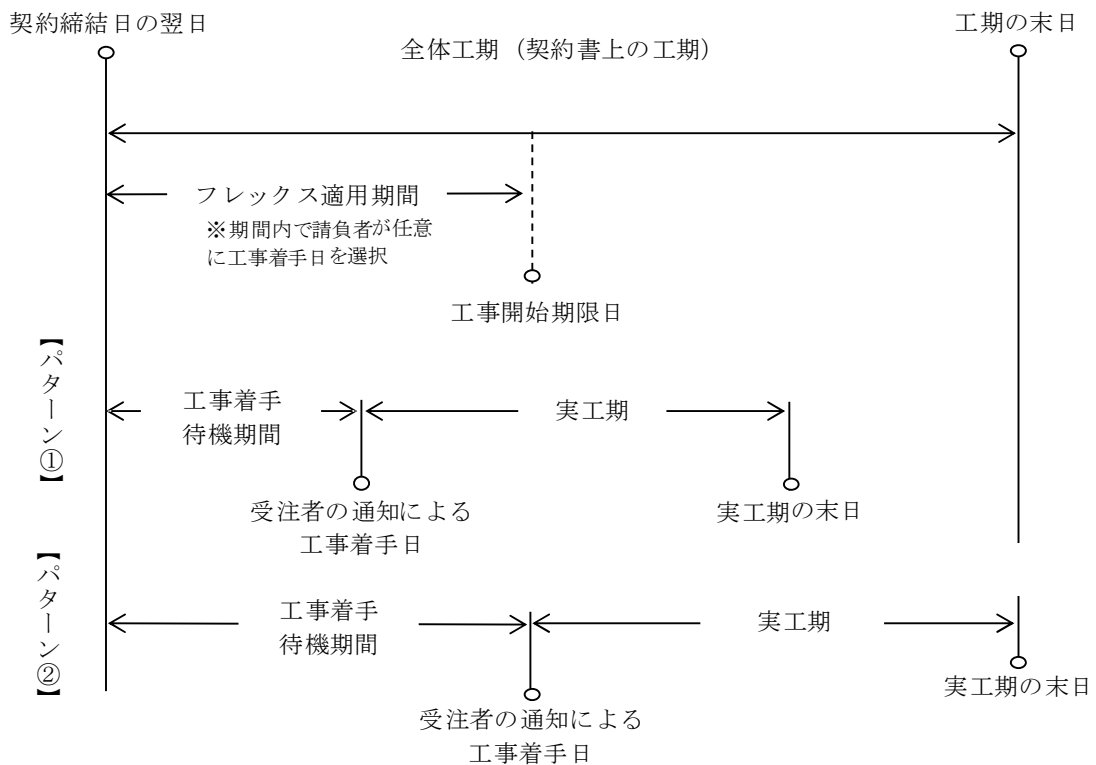
なお、フレックス適用期間は、60日の範囲内で定めることとする。

(3) 工事着手待機期間

契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの期間

(4) 実工期

工事の施工に必要な日数



4 工事着手日の決定について

受注者は、契約締結日以後5日以内に工事着手日を決定し、工事着手日決定通知を工事主管課へ提出しなければならない。

5 工事着手待機期間中の取扱い

(1) 工事の施工

受注者は、工事着手待機期間において、工事の施工（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設物の設置等を含む。）はできないものとする。

(2) 現場管理

工事着手待機期間の現場管理は、発注者の責任において行うこととする。

6 技術者及び現場代理人の配置

建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）及び現場代理人は、工事着手日から配置することとし、工事着手待機期間は配置を要さないこととする。

7 前払金の取扱い

工事請負契約約款第34条第2項に基づく前払金の請求は、工事着手日以後に行うことができるものとする。

8 フレックス工期契約方式を適用する工事の発注手続き

(1) 積算

フレックス工期契約方式を適用する工事の積算は、実工期に基づいて行うこととする。

(2) 特記仕様書

フレックス工期契約方式を適用する工事においては、以下の事項を特記仕様書に明記する。

ア 当該工事がフレックス工期契約方式適用工事であること

イ 実工期及びフレックス適用日数

ウ 工事着手待機期間において、工事の施工（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設物の設置等を含む。）を行ってはならないこと。

エ 技術者及び現場代理人は、工事着手日から配置することとし、工事着手待機期間は配置を要さないこと。

(3) 起工

フレックス工期契約方式を適用する工事の起工においては、設計内訳書または工事設計書表紙の右上に、「フレックス工期契約方式適用工事」と赤字で記載する。

(4) 発注

フレックス工期契約方式を適用する工事の発注においては、次の事項を公共工事等発注予定表及び東京電子自治体共同運営電子調達サービスに記載する。

ア フレックス工期契約方式適用工事であること

イ 実工期及びフレックス適用日数

9 スライド条項の適用にあたっての留意事項

工事請負契約約款第24条第1項から第4項及び第6項（以下「スライド条項」という。）の適用における残工期とは、基準日（スライド額算出の基準とする日をいい、出

来高を算定する基準となる日、賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日)から実工期の末日までの期間とする。

10 工事請負契約約款の特約条項

フレックス工期契約方式適用工事の契約においては、次の特約条項を適用する。

- ア 工事請負契約約款第 3 条に規定する工程表の作成及び提出は、受注者が通知する工事着手日以後、速やかに行わなければならない。
- イ 工事請負契約約款第 15 条第 1 項に規定する工事の施工上必要とする日とは、受注者が通知する工事着手日とする。
- ウ 工事請負契約約款第 34 条第 2 項による前払金の請求は、受注者が通知する工事着手日以後に行うことができるものとする。